

## 藤沢市監査委員に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員について必要な事項を定めることを目的とする。

(議員選任の委員の数)

第2条 議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。

(常勤の監査委員)

第3条 識見を有する者の中から選任される監査委員のうち1人を常勤とする。

(事務局の設置)

第4条 監査委員に事務局をおく。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、監査委員の職務執行に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

付 則(省略)

